

奨学のための給付金(国公立)のご案内 通常申請

群馬県教育委員会では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費を支援するため、支給要件を満たす方に返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。

● 支給要件

1. 保護者等が群馬県内に在住していること。
2. 高校生等が就学支援金等(授業料支援)の対象者であること。
就学支援金等とは、高校生等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金のことをいいます。
3. 基準日(令和8年7月1日)に生徒が国公立高等学校等に在学していること。
4. 保護者の世帯が、以下のいずれかに該当すること。

① 生活保護(生業扶助)受給世帯

生業扶助の高等学校等就学費を受給していない場合は②の非課税世帯扱いとなります。

② 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 非課税世帯

都道府県民税及び市町村民税両方の所得割額が非課税であることが必要です。

③ 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 105,500 円未満の世帯 ※1

④ 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 182,500 円未満の世帯 ※1

※1 ③④の世帯は、申請の対象となる高校生等について国籍・在留資格等の要件があります。

支給回数には上限があります。原則、各年度1回(新入生で前倒し給付を受けた場合は除く)

正規の修業年限を超える回数は支給されません。(学び直しの支援事業対象者の場合を除く)

基準日現在、休学している者、履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者で、履修する単位の登録を行っていない者は給付の対象となりません。

● 支給額

区 分		全日制・定時制	通信制
① 生活保護受給世帯		32,300 円	32,300 円
② 非課税世帯		143,700 円	50,500 円
所得割 合算額※2 が右に該当 する世帯	③ 100 円以上 105,500 円未満 (年収目安 270 万円～380 万円※3)	47,900 円	16,830 円
	④ 105,500 円以上 182,500 円未満 (年収目安 380 万円～490 万円※3)	35,930 円	12,630 円

※ 2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額

※ 3 両親の一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯

令和8年度から
対象を拡充

◎申請方法:

申請書等に必要事項を記入し、確認書類を添えて次の送付先に郵送または持参してください。

送付先 群馬県教育委員会管理課支援助成係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁 24 階

◎申請期間: 令和8年7月8日から9月30日まで《必 着》

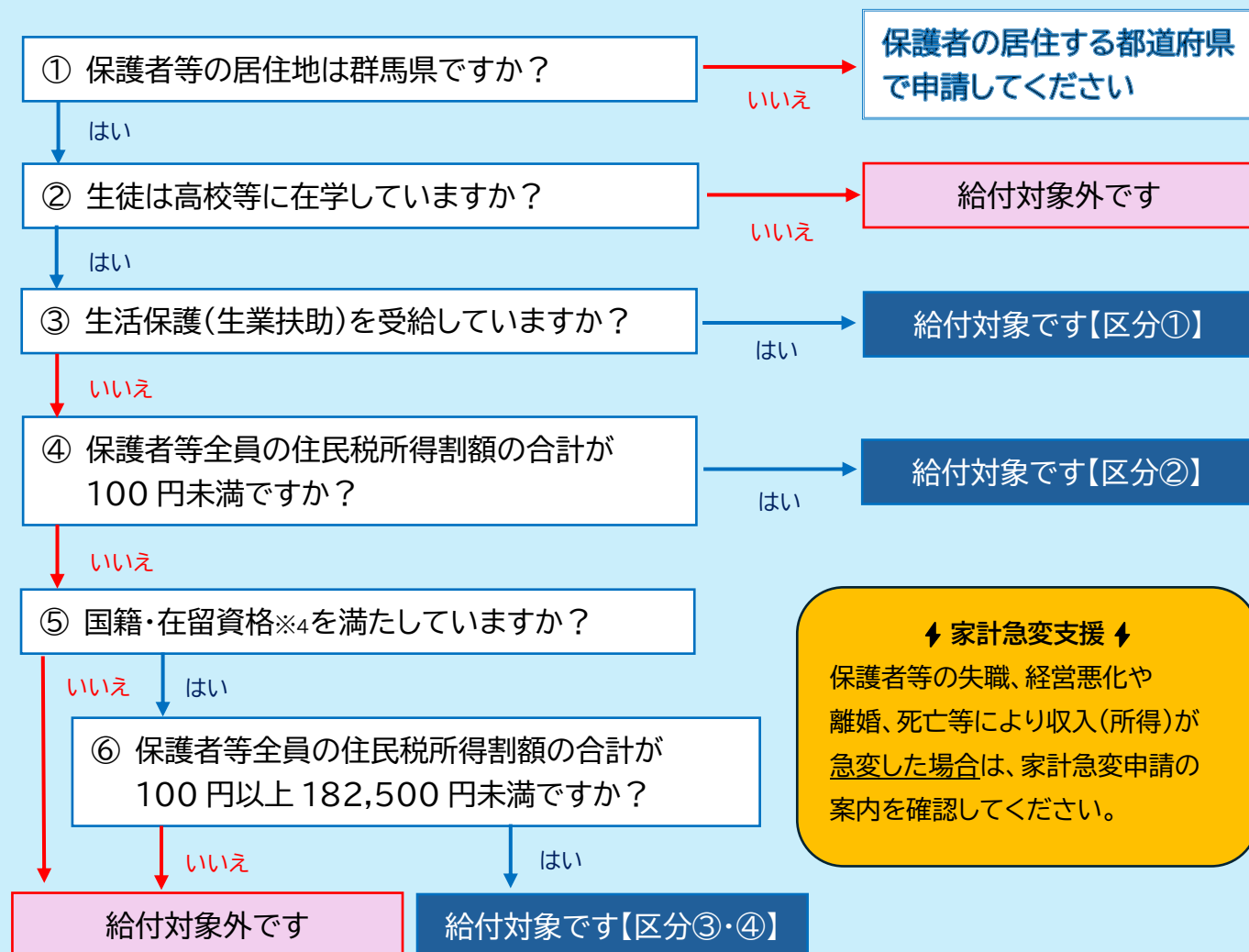
◎支 給 額: 年額(前倒し給付を受給した場合は、その額を除いた金額)

◎支給時期: 12 月頃指定の口座へ振り込み予定

奨学のための給付金(通常申請) 対象確認フロー

※ 在留資格が「留学」で、かつ、令和8年度新入生の方は対象外です。

※ 基準日時点(令和8年7月1日)、令和8年度の課税状況で判断します。



※4 高校生等が日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者。

○ 給付金を受給している世帯で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、加算額支給の対象となる可能性がございますのでご相談ください

申請に必要な様式等は、群馬県教育委員会ホームページに掲載しています。

群馬県外の学校に在籍する方は、申請方法や様式が異なりますので注意してください

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4650.html>

ホームページ
URL2次元コード



奨学のための給付金(国公立)のご案内 家計急変申請

群馬県教育委員会では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費を支援するため、支給要件を満たす方に返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。

● 支給要件

1. 保護者等が群馬県内に在住していること。
2. 高校生等が就学支援金等(授業料支援)の対象者であること。
就学支援金等とは、高校生等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金のことをいいます。
3. 基準日(急変日翌月の初日、急変日が1日の場合は当月の初日)に生徒が国公立高等学校等に在学していること。
4. 保護者の世帯が、以下のいずれかに該当すること。

保護者等の**失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入(所得)が急変**し、急変後の収入見込みが次の①から③に相当すると認められること。

ただし、定年退職、産休・育休等の災害等に起因しない事由による収入(所得)の減少は対象となりません。

① 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 非課税世帯相当

② 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 105,500 円未満相当の世帯 ※1

③ 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 182,500 円未満相当の世帯 ※1

※1 ②③の世帯は、申請の対象となる高校生等について国籍・在留資格等の要件があります。

基準日現在、休学している者、履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者で、履修する単位の登録を行っていない者は給付の対象となりません。

● 支給額 7月2日以降に家計急変した場合は、月数に応じた額が給付されます

区 分		全日制・定時制	通信制
① 住民税非課税世帯		143,700 円	50,500 円
所得割 合算額※2 が右に該当 する世帯	② 100 円以上 105,500 円未満 (年収目安 270 万円～380 万円※3)	47,900 円	16,830 円
	③ 105,500 円以上 182,500 円未満 (年収目安 380 万円～490 万円※3)	35,930 円	12,630 円

※2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額

※3 両親の一方が働き、高校生 1 人(16歳以上)、中学生 1 人の 4 人世帯

令和8年度から
対象を拡充

◎申請方法:

申請書等に必要事項を記入し、確認書類を添えて次の送付先に郵送または持参してください。

送付先 群馬県教育委員会管理課支援助成係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁 24 階

◎申請期間:

A 令和8年7月1日までの家計急変 … 令和8年7月8日から令和8年9月30日まで

B 令和8年7月2日以降の家計急変 … 随時 令和9年1月29日まで

◎支 給 額: 年額または月数に応じた額（前倒し給付を受給した場合は、その額を除いた金額）

◎支給時期: A:12 月頃指定の口座へ振り込み予定、B:12 月以降、随時

裏面

<家計急変とは>

令和8年7月1日(基準日)までの間に保護者等の失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入(所得)が急変し、保護者等全員の収入(所得)が非課税または、住民税の所得割の合計が 182,500 円未満に相当すると認められる場合は、相当する支給区分の年額(7月2日以降に家計急変が発生した場合は、月数に応じた額)が給付されます。

ただし、定年退職、産休・育休等の災害等に起因しない事由による収入(所得)の減少は対象となりません。

(注1) 令和8年度の課税情報で非課税世帯に該当する場合、家計急変ではなく、通常申請してください。

(注2) 原則、令和8年1月1日以降に家計急変事由が発生した場合が対象となります。

ただし、例外として、次のア又はイに該当する場合は、令和7年(令和7年1月～12月)に家計急変事由が発生した場合でも、対象となる場合があります。

ア 令和7年度に家計急変による非課税相当世帯として認定を受けており、急変状態が令和8年度も継続していると認められる場合

イ 令和8年度に入学した場合(令和8年度新1年生)。ただし、非課税相当世帯のみを対象とします。

(注3) 家計急変申請は、通常申請と違い、家計急変事由が発生した日から年収を推計します。

【家計急変の目安(非課税世帯に相当する場合)】

保護者等の急変後1年間の収入(所得)見込額合計が、それぞれ下表のとおりであること。

扶養親族等の人数	収入見込額	所得見込額
なし	1,100,000 円以下	450,000 円以下
1人(ひとり親でない場合)	1,770,000 円未満	1,120,000 円以下
1人(ひとり親1人+生徒)	2,044,000 円未満	1,350,000 円以下
2人	2,216,000 円未満	1,470,000 円以下
3人	2,716,000 円未満	1,820,000 円以下

○ 所得割合算額が 182,500 円未満に相当する世帯の収入は、表面の年収目安を参考にしてください。

○ 給付金を受給している世帯で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、加算額支給の対象となる可能性がございますのでご相談ください

申請に必要な様式等は、群馬県教育委員会ホームページに掲載しています。

群馬県外の学校に在籍する方は、申請方法や様式が異なりますので注意してください

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4650.html>

ホームページ
URL2次元コード



奨学のための給付金 申請書類一覧(群馬県外の高等学校等に在籍する生徒)

区 分	提出書類
全世帯共通	① 受給申請書(様式第 1-3 号) https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4650.html ② 振込希望口座(請求者本人)の通帳のコピー (通帳がない場合はキャッシュカードのコピー、オンラインバンキングの画面コピーも可) ※通帳は表紙の裏ページ見開き部分(口座名義(カタカナ)及び口座番号が表示されているページ) ※クレジットカードを兼ねるキャッシュカードの場合、裏面のセキュリティコード(3桁)は隠して提出する ③ 委任状 ・学校徴収金の未納があり、学校口座へ振込をする場合(様式第4号の1) ・申請者本人以外の名義へ振込を希望する場合(様式第4号の2) ④ 国籍、在留資格確認書類(●必須、○いずれか1つ) ア 日本国籍 ●住民票の写し(原本。コピー不可) イ 特別永住者 ○特別永住者証明書の写し(コピー) ○住民票の写し(原本。コピー不可)(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり) ウ 永住者・日本人の配偶者、子 永住者の配偶者、子・定住者 ○在留カードの写し(コピー)(国籍・在留資格・在留期間が記載されていないものは不可) ○住民票の写し(原本。コピー不可)(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり) エ 家族滞在者 ○在留カードの写し(コピー)(国籍・在留資格・在留期間が記載されていないものは不可) ○住民票の写し(原本。コピー不可)(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり) ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 オ 国籍、在留資格がアからエのいずれにも該当しない者(留学生、特定活動等) ○在留カードの写し(コピー)(国籍・在留資格・在留期間が記載されていないものは不可) ○住民票の写し(原本。コピー不可)(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり) ⑤ 在学証明書(コピー可) (生徒証や学生証のコピーは不可ですので、必ず学校に発行を依頼してください。)
ア)生活保護 (生業扶助)受給	ア-①生活保護受給証明書 ※福祉事務所作成。令和 8 年7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)の受給状況が確認できるもの。
イ) 非課税世帯 又は 住民税所得割 の合計が 182,500 円 未満の世帯 〔道府県民税所得割 及び市町村民税 所得割非課税世帯〕	イ-①保護者等全員分の住民税所得割を証明する次のいずれかの書類 a. 令和8年度特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー (注:勤務先以外からの収入がある場合は不可) b. 令和8年度納税通知書のコピー c. 令和8年度所得・課税(非課税)証明書(注意:所得証明書ではありません) ※1 世帯に保護者等以外に収入がある方がいても、その方の収入は考慮しません。 ※2 海外赴任等で群馬県内に住所を有しておらず、課税情報が確認できない場合は、給付の対象となりません。

区 分	提出書類
ウ)家計急変に相当	ウ-①保護者等全員分の令和8年度所得・課税(非課税)証明書 ウ-②扶養誓約書(様式第6号) ウ-③家計急変の発生事由や時期を確認できる書類(●必須、○いずれか) a 給与・所得の減少 の場合 ●申立書(家計急変の事由や時期の申し立て) 家計急変後の収入を証明する書類 保護者全員分 ○給与支払い者による給与支払い(見込み)証明書 ○直近3カ月の給与明細の写し(上記証明書が提出できない場合のみ) ※会社による支払い(見込み)証明書でない場合は、県から直接、雇用主に対して事実確認の問合せを行うことがあります。原則、お務め先に「支払い(見込み)証明書」を発行してもらってください。 ○事業所得証明書、税理士又は公認会計士作成の年収見込みを証明する書類 ※自営業の方で、毎月の帳簿を整理しておらず、確定申告の時期にならないと収入・支出の見込みがわからない方は、申請されても審査ができませんので、申請を不受理とさせていただきます。 b 離職・破産 の場合 無職・無収入を証明する書類 下の2つを提出する。 ●離職票、退職証明書、廃業等届出、解雇通告書、罹患証明書、破産宣告通知書、雇用保険受給資格者証等 ●申立書(無所得・無収入である申し立て) c 離別・死別 の場合 離別・死別を証明する書類及び家計急変後の収入を証明する書類 ●離婚届受理証明書、戸籍謄本、死亡診断書 等 ●家計急変後の収入を証明する書類(aと同じ)

基本の申請書類(詳細は申請書類一覧をご覧ください)

○ オンライン登録(※課税情報等はマイナポータルから取得) または 書面提出

△ 該当者のみ提出

必要書類	オンライン申請	書面申請(県内)	書面申請(県外)
受給申請書	○	○	○
振込先を指定するもの 通帳、キャッシュカード	○	○	○
委任状 学校口座、申請者以外の名義に振り込む場合	△ ※ 書面提出	△	△
国籍・在留資格確認書類、在学証明書	不要	不要	○

【振込先を指定するもの】

「通帳」、「キャッシュカード*のコピー」「オンラインバンキングの画面コピー」

*クレジットカードを兼ねるキャッシュカードの場合、裏面のセキュリティコード(3桁)は必ず隠して提出

必要な情報(名義カナ、銀行名、支店名、口座番号)がないと振り込めません

姓と名の間のスペース忘れが多いので注意してください。(グンマ●ユウマ)

申請者本人の名義でない場合、委任状の提出が必要です。

該当する必要書類を追加添付する



I 区分①生活保護世帯

生活保護受給証明書	○	○	○
-----------	---	---	---

II 区分②～ ④ 住民税所得割の合計額が 非課税 から 182,500 円未満の世帯

所得確認書類 (保護者全員分)	○	○	○
--------------------	---	---	---

III 家計急変に伴う申請 【オンライン申請不可】

必要書類	給与減少	離職・破産	離別・死別
A 所得・課税証明書 (保護者等全員分)	○	○	○
B 扶養誓約書	○	○	○
C 家計急変の事実が分かる書類 離職票、退職証明書 等	不要	○	○
D 急変後の収入確認書類 給与支払い(見込)証明書 等	○	不要	○
E 申立書	○	○	不要